



びわこの東から

発行：湖東地域振興局建設管理部
〒522-0071 滋賀県彦根市元町 4-1
TEL 0749-23-3511(代表)
FAX 0749-23-3531
Email ha34150@pref.shiga.lg.jp
URL <http://www.pref.shiga.jp/h/h-doboku/>

「愛知川の竹林で遊ぼう！」

今年の6月3日(土)に彦根市田附町地先の愛知川河川敷において、愛知川右岸河畔林協議会の主催により「竹に触れ、竹と遊び、竹林を守る」をキャッチフレーズにイベントを開催しました。

当日は、約100名の方々が彦根市内のみならず市外遠方からも参加頂き、午前中は竹林を伐採して延長約120m、幅3mの作業道を設置しました。また、伐採した竹は破砕機によりチップにしました。午後からは、地元本庄町のボランティアグループ「えち川川遊びの会」の方々のご指導による「竹ぽっくり・竹馬・竹鉄砲(水鉄砲)等」の竹細工づくりや竹林内でのタケノコ掘りを子供達と一緒に行いました。



倒れた枯竹で
中にも入れない～。

結構、重いです



伐採開始

伐採した竹を外に出します

結構難しい・・・



タケノコ掘り



チップパー



竹細工づくり



完成

ヤッター! \ (^ ▽ ^) / (^ ▽ ^) / ヤッター!

お知らせ

10月28日(土)に第2回目のイベントを同地にて開催します。
参加頂ける方は10月20日(金)までにご連絡ください。皆さんの参加をお待ちしております。

連絡先：湖東地域振興局建設管理部河川砂防課 tel 0749-27-2248



(第5次)土砂災害警戒区域等を指定しました。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、『土砂災害防止法』により指定される区域です。『土砂災害防止法』とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、H13年4月に施行されました。

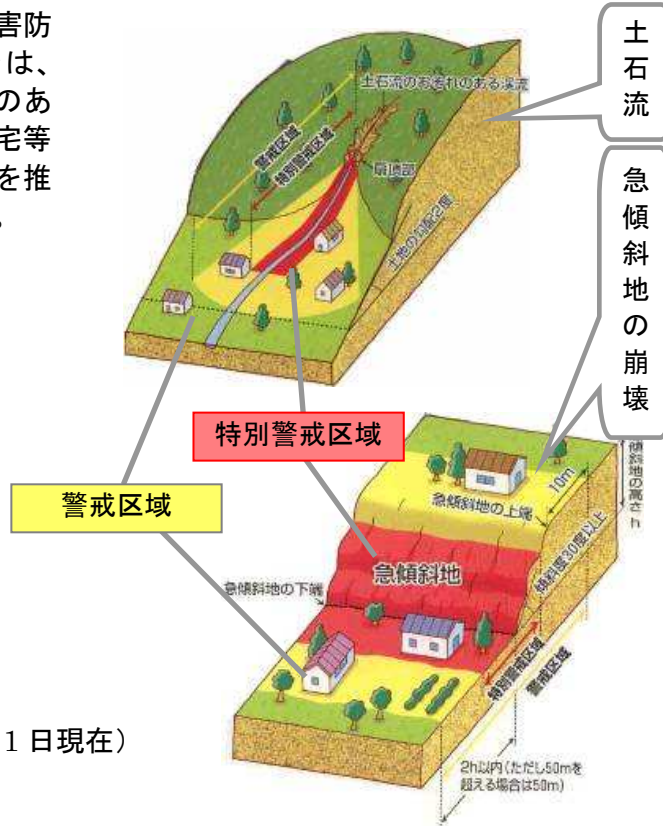
土砂災害警戒区域の指定(土砂災害のおそれがある区域)

- 情報伝達、警戒避難体制の整備
- 警戒避難に関する事項の住民への周知

土砂災害特別警戒区域の指定

(土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 特定の開発行為に対する許可制
対象: 住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制(都市計画区域外も建築確認の対象)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保



■湖東地域振興局建設管理部管内の指定状況 (H18年9月1日現在)

市町	自然現象の種類	指定区域箇所数	
		警戒区域	特別警戒区域
彦根市	土石流	10	5
	急傾斜地の崩壊	10	10
多賀町	土石流	31	12
	急傾斜地の崩壊	26	21
合計		77	48

指定区域の詳細については、県告示や土木交通部砂防課、関係振興局建設管理部および指定のある地元市町の役場等にて縦覧できます。また、指定区域の一覧表および区域を明示した写真図を滋賀県砂防課のホームページに掲載しています。(砂防課 HP : <http://www.pref.shiga.jp/h/sabo/>)

こうやって道路をきれいにしています。

愛荘町東円堂の花つくりグループ(環境美化部)と子供会、総勢90名の方々によって、マリーゴールドや千日紅など約1000本もの花を植えて頂き、県道緑地帯がきれいになりました。



8月10日は『道の日』です。滋賀県では「さわやか道路デー」啓発キャンペーンとして早朝の駅前での啓発活動や県道沿いのゴミ拾いを行いました。回収したゴミは2tトラックに満杯になりました。



みなさん、道路にゴミを捨てないで!

マルチング実験はじめました 竹チップで

マルチングとは、土の表面をチップ材等で覆うことで、樹木が風雨から浸食されたり乾燥したりすることを防ぐ効果があります。また、周りに雑草が生える事を抑えて樹木の育成を促進する効果もあると言われています。

そこで、湖東建設管理部では、河畔林に繁茂する竹木をチップにし、防草対策等のマルチング効果を検証する実験を始めました。この実験は3年間の計画で、効果が確認できれば、道路敷の植栽帯や路肩等の雑草抑制材としての利用を検討していきます。



カラスノエンドウ

ここ



植生調査

蚊がすごいです～

今年度は、彦根港内の敷地で防草効果を確認しています。事前に植生調査を行い、どのような植物が生えていたのかを確認し、植物タイプごとに効果の違いがあるかについても検証しています。

実験風景



「インターンシップ」で当部に高校生がやってきました。

昨年に引き続き、今年も彦根工業高校の3年生2名がインターンシップで湖東建設管理部に実習にやってきました。道路計画課と河川砂防課で測量や製図、図面確認といった業務に携ったり、日頃見ることが出来ない宇曾川ダムの堤体や東北部浄化センターの管理施設を見学したりしました。

非常に暑い時期に、慣れない環境での業務となりましたが、二人とも一生懸命取り組んでくれました。(^-^)-お疲れ様。



意外に臭いがいい！



下水処理施設

ダムの底にこんな部屋があるのか！



ダム堤体



お知らせコーナー

■違反屋外広告物を対象にパトロールを行っています。

湖東地域振興局建設管理部では月1回のペースで管内のパトロールを実施し、県屋外広告物条例違反の張り紙や立看板等を除却しています。除却した広告物は一定期間保管していますので、返還を希望される時は、湖東建設管理部で手続きをしてください。

- 9～11月の巡回予定・・・9/28(木)、10/26(木)、11/21(火)
(日程は天候等の理由により予告無く変更することがあります)

* 滋賀県では、条例に違反して掲出されている看板のうち、電柱に立て掛けられた立看板等、一定の広告物については是正命令や除却命令を出すことなく、県がただちに除却できることとなっています。

■プレジャーボートをお持ちの皆さん『ご存知ですか。』

平成18年7月1日からプレジャーボートの係留保管に関する条例が施行されました。

①滋賀県プレジャーボート係留保管の適正化に関する条例

この条例は、プレジャーボートの係留保管に関する秩序の確保を図るために、(1)適切な係留保管場所の確保。と、(2)琵琶湖など公共の水域等を係留保管場所として使用しない。ことを所有者等に義務付けています。

②港湾法の規定に基づく禁止区域及び物件の指定について

この指定は、①の条例施行に整合して港湾の放置艇対策を強化するために、港湾法第37条の3第1項に規定している禁止区域・物件を具体的に指定しました。

禁止区域(彦根港)：1号泊地、2号泊地及び3号泊地
禁止物件：船舶(漁船及び作業船を除く)

「みんなの水辺をボート置き場にしないでね」

■平成18年4月1日から組織体制が変わりました!

課名	担当名	電話番号	職務内容
経理用地課	総務経理担当	27-2241	県営住宅の募集用紙の配布 工事の入札、契約および経理事務
	用地担当	27-2245	事業用地の取得、建物等の損失補償事務
管理調整課	計画調整担当	27-2254	主要事業の企画・調整、災害防止に係わる調査等
	管理建築担当	(管理)27-2243 (建築)27-2250	道路・河川・砂防・開発行為・屋外広告物の許認可事務等 建築確認審査、建築物の解体届出等
道路計画課	改良計画担当	27-2246	道路の新設・改良、橋梁整備
	維持補修担当	27-2247	道路・橋梁の維持補修および災害防除、雪寒対策等
河川砂防課	河川担当	27-2248	河川の改修・維持補修・水防対策等
	砂防担当	27-2249	砂防・急傾斜地崩壊対策・砂防施設の補修等
	ダム管理担当	45-0622	宇管川ダムの洪水調節、施設管理

■変更点■

- ◎ 管理担当と建築担当が統合され『管理建築担当』になりました。
- ◎ ダム管理担当が管理調整課から『河川砂防課』に移りました。

編集後記

前号の発行から時間が経ってしまい情報の選択が大変でした。今後は出来るだけ新鮮な出来事や情報をお知らせできるよう早めの発行を目指します!(H.A.)

この情報誌をお読みになった感想等を下記のところへお寄せ下さい。

郵送の場合 〒522-0071 滋賀県彦根市元町4番1号

滋賀県湖東地域振興局建設管理部管理調整課計画調整担当 まで

メールの場合 ha34150@pref.shiga.lg.jp

電話の場合 0749-27-2254